

# 『佐倉市準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例』 の制定に関する概要

## 1. 条例制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」の公布に伴い、河川法第100条が改正され、これまで政令（河川管理施設等構造令 昭和51年7月20日政令第199号）の規定に準拠した取扱いが行われてきた準用河川に係る河川管理施設の構造等の技術的基準について、「河川管理施設等構造令」で定める基準を参酌して平成25年4月1日までに条例で定めることとなりました。

## 2. 準用河川について

準用河川は、河川法の適用を受ける地域の根幹的な河川である一、二級河川に対し、地域住民の生活河川として、治水対策及び生活環境の保全上から重要な役割を果たしている河川で、その地域的な性格から、市町村長が河川法第100条に基づき指定をして、河川法の二級河川の規定を準用し管理を行っています。

※ 一級河川…国土保全上、国民経済上特に重要な一級水系に係わる河川で国土交通大臣が指定

※ 二級河川…一級水系以外の重要性が高い二級水系に係わる河川で都道府県知事が指定

○佐倉市が管理する準用河川

上手繰川 指定延長L=3.45km

佐倉市畔田（四街道市境界）～公共下水道手繰川第1号幹線合流点（京成本線軌道付近）

上小竹川 指定延長L=1.32km

佐倉市青菅（子ノ橋）～井野川

佐倉川 指定延長L=1.23km

佐倉市宮前3丁目（丸山橋）～鹿島川

南部川 指定延長L=3.10km

佐倉市大作（国道51号）～高崎川

井野川 指定延長L=0.27km

佐倉市青菅（青菅橋）～小竹川

## 3. 条例案の概要

準用河川の河川管理施設又は工作物の新設等の許可を受けて設置される工作物のうち、堤防や橋などの構造について、河川管理施設等構造令の規定を参酌して、河川管理上必要とされる技術的基準を定めます。

## 4. 条例策定にあたっての考え方

準用河川が安全な構造である必要性は一、二級河川と同じです。準用河川の公共性や重要性、また、これまで国の基準に基づいて準用河川の整備や管理が行われてきたこと、既にある施設との整合を図ること、治水上の安全性等が従前より低下してはならないことから、条例の基準は、河川を安全に管理する上で必要な技術的基準として国が定めた構造令を踏襲したものとし、独自の基準による緩和は行わないこととします。

また、本市準用河川の状況や治水上の影響等を勘案して、該当しない基準や設けることが想定されない施設については条例化しないこととします。

## 5. 参酌した結果の概要

### 第1章 総則

条例の趣旨や用語の定義について改変します。

### 第2章 ダム

本市の準用河川にダムの築造は想定されないことから全条文を削除します。

### 第3章 堤防

増水時に河川水を意図的に湛水させる霞堤や、大きな河川の堤防に設けられる小段、側帯、樹林帯は本市準用河川では想定されないことから、これらに関する条文を削除します。

### 第4章 床止め

川底の洗掘を防ぐ施設で、今後も必要に応じて設置される可能性があることから、基本的に踏襲します。

### 第5章 堰(せき)

本市準用河川は流下能力に十分な余裕があるわけではなく、また堰の設置による上流域への影響や河川水の流下に対する影響が大きいいため、堰を設けることは想定されないことから、全条文を削除します。

### 第6章 水門及び樋門(ひもん)

準用河川自体に水門を設けることは上流域への影響が大きく、また、下流の一級河川とは勾配差があり逆流を防ぐ状況は想定されないことから、準用河川を横断して設ける水門に関する条文を削除します。

### 第7章 揚水機場、排水機場及び取水塔

本市準用河川の規模では取水塔の設置は想定されないことから、取水塔に関する条文を削除します。

### 第8章 橋

狭い河道内に橋脚を設けることは河川水の流下に対する影響が大きく、また本市準用河川の河幅は最大でも10数mであるため、橋脚を設けることは想定されないことから、橋脚及びその径間長に関する条文を削除します。

### 第9章 伏せ越し

伏せ越しを埋設するために行う開削工法は堤防への影響が大きく、また圧送による上越しや推進工法による河底下横断など他の方法も可能であるため、伏せ越しを設けることは想定されないことから、全条文を削除します。

### 第10章 雑則

他章に合わせて改変します。

※その他、構造令条文全般として、高規格堤防、高水敷、湖沼、高潮区間、波浪に関する規定等、本市準用河川に該当しない条文は削除します。